平成２８年（フ）第１３８号
神奈川県藤沢市円行１丁目10番地の10　アクアマリン湘南406号室
債務者　松澤　文子
1　決定年月日時　平成28年２月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永合　大輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月16日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年５月13日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２７７号
大阪府枚方市天之川町２番60―806号
債務者　元辻　哲也
1　決定年月日時　平成28年２月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木虎　孝之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月30日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１５１０号
さいたま市南区大字太田窪2000番地42　高橋マンション203
債務者　三浦　忠大
1　決定年月日時　平成28年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池上　雅弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月31日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１５１１号
さいたま市南区大字太田窪2000番地42　高橋マンション203
債務者　三浦　玲子
1　決定年月日時　平成28年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池上　雅弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月31日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第２０８８号
北海道江別市高砂町31番地の３
債務者　工藤　香織（旧姓千葉・吉野）
1　決定年月日時　平成28年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２１９５号
札幌市豊平区平岸７条14丁目１番７―210号、住民票上の住所札幌市南区真駒内本町３丁目５番24号　第２真栄荘103号
債務者　久保　典之
1　決定年月日時　平成28年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第５２号
札幌市東区伏古７条５丁目３番18―201号
債務者　高橋　　誠
1　決定年月日時　平成28年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第６７号
札幌市豊平区平岸４条６丁目１番28号　山本マンション８号
債務者　豊島　輝勝
1　決定年月日時　平成28年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第７２号
札幌市豊平区月寒西３条５丁目４番２号
債務者　武石　理加
1　決定年月日時　平成28年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第９５号
札幌市白石区本郷通12丁目北４番11号
債務者　加治　大介
1　決定年月日時　平成28年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１００号
札幌市中央区南11条西８丁目１番８―602号
債務者　西亦　雅志
1　決定年月日時　平成28年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第５号
釧路市愛国西１丁目22番13号　コーポ愛国201号
債務者　佐々木はるみ
1　決定年月日時　平成28年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月１日まで
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第２１号
北海道斜里郡斜里町ウトロ香川104番地11
債務者　西野　倖基
1　決定年月日時　平成28年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月１日まで
釧路地方裁判所網走支部破産係

平成２８年（フ）第１号
青森県上北郡六戸町大字犬落瀬字下久保174番地1235　舘野団地Ｄ―２号
債務者　築場　隆博
1　決定年月日時　平成28年２月８日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月１日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２８年（フ）第２号
青森県十和田市東十四番町35番40号　スカイクレバー104号室
債務者　小野寺修人
1　決定年月日時　平成28年２月８日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月１日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２７年（フ）第３８７号
岩手県岩手郡雫石町西安庭第46地割114番地12、旧住所岩手県岩手郡雫石町柿木48番地２ドミール雫石Ａ棟102号
債務者　佐藤　ゆか
1　決定年月日時　平成28年２月５日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月１日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第２号
相模原市緑区大島699番地　ヒルポート上大島101
債務者　藤木　和晴
1　決定年月日時　平成28年２月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月１日まで
横浜地方裁判所相模原支部